

# 施策マネジメントシート(令和4年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 5 年 10 月 2 日

## 施策体系

政策名(基本方針)	4	生活環境の健康	施策名	17	防犯対策の推進
-----------	---	---------	-----	----	---------

施策統括部	総務部	関係課	総務課、学校教育課
施策主管課	交通防災課		

## 1 施策の目的と指標

対象	市内全域と市民、観光客等	意図	犯罪被害にあわない、起こさないようにする
----	--------------	----	----------------------

成果指標		単位
A	刑法犯認知件数	件
B	犯罪被害など治安に不安を持たない人の割合(市民アンケート)	%
C	防犯団体を設置している行政区の割合	%
D		

## 2 指標等の推移

成果指標	30年度現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること	
A	件	158	成り行き値	158	158	158	158	○	全国的に減少傾向にあるが、高齢者を狙った電話での詐欺事犯や、サイバー犯罪などが後を絶たない状況にあります。
			目標値	156	155	154	153		
			実績値	91	111	142			
B	%	54.7	成り行き値	54.7	54.7	54.7	54.7	×	住宅地の開発や大型商業地・企業の進出等に伴い人口が増えたことにより、治安に不安を感じている市民が増えたと推察されます。
			目標値	57.0	58.0	59.0	60.0		
			実績値	60.0	63.0	53.1			
C	%	26.7	成り行き値	26.7	26.7	26.7	26.7	○	子どもへの声かけ事案の発生が継続的に発生していることにより、地域の防犯意識が高まってきたためと推察されます。
			目標値	29.0	30.2	31.4	32.6		
			実績値	29.1	30.2%	31.5%			
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○; 目標達成 △; 目標をほぼ達成(-5%) ×; 目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数		本数	14	14	13		
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	
		都道府県支出金	千円	824	897	1,008	
		地方債	千円	0	0	0	
		その他	千円	0	0	1,000	
		繰入金	千円	0	0	0	
		一般財源	千円	27,671	24,641	21,814	
	事業費計(A)		千円	28,495	25,538	23,822	0
	(A)のうち指定経費		千円	271	268	191	
(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	2	0	10		
人件費	延べ業務時間		時間	3,802	3,955	4,480	
	人件費計(B)		千円	14,991	15,464	17,050	
トータルコスト(A)+(B)			千円	43,486	41,002	40,872	0

※成果指標の目標値設定とその根拠(上段)・成果指標の測定企画(下段)

A	刑法犯認知件数の成り行き値は、長期的には減少傾向にあるものの、平成29年(151件)との比較では7件ほど増加しています。令和元年には合志市に大型集客施設も立地し人の流れも多くなるなど犯罪的には悪化の要因とされる地域的特色も見られるが、全国的にも刑法犯認知件数は減少していることから、平成30年を基に横ばい状態で推移すると設定しました。目標値は、人口の増や大型商業施設の立地等の要因はあるが、市民一人ひとりの防犯意識を高めたり、自主防犯組織(平成30年度末現在23団体)のさらなる拡充を図るとともに、防犯灯の設置、警察との連携強化などにより、毎年1件の減を目標値としました。
B	犯罪被害など治安に不安を持たない人の割合の成り行き値は、犯罪の低年齢化などの影響を考慮し、平成30年度の現状値とほぼ同じ水準で推移すると見込み54.7%と設定しました。目標値については、自主防犯組織の拡充、防犯灯の設置、見守りカメラの設置や警察との連携強化に取り組むとともに、このような取り組みを市民に周知し、不安感の軽減を図ることで、毎年1%の増を目標に令和5年度の目標値を60%に設定しました。
C	防犯対策を推進する上で各地区防犯団体の果たす役割は大きく、平成30年度に熊本北合志警察署に管轄が移り、新たな防犯協会も設立されました。高齢化や人材不足で存続が危ぶまれる防犯団体も出てきているので、各行政区での防犯団体の新設・再構築を含め、防犯団体を設置している行政区の割合を防犯対策の推進の指標としました。成り行き値は、平成30年度(23団体)を基に横ばいと設定し、目標値は毎年1団体の増を目標値としました。

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

・犯罪被害にあわない、犯罪を起させないまちを目指して、自主防犯組織の再編成と自主防犯意識の高揚を推進し、見守りカメラや防犯灯の設置、適正な空家対策など犯罪の起きにくい環境整備を進めます。また、犯罪未然防止の為の情報発信やインターネット、SNSの利用に関する啓発を行います。

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、地域の防犯活動に協力します。
- ・市民は、近隣住民や子どもへの声掛けと挨拶を行います。
- ・市民は、自ら被害にあわないよう地域の危険個所の情報共有を行い日頃から犯罪抑止に取り組みます。
- ・地域は、市民の安全を守る為、見守り活動を行います。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、犯罪の起きにくい環境の整備を行います。
- ・市は、自主防犯団体の再編成の支援を行い、市防犯協会の再構築を行います。
- ・市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関等と連携を図り、犯罪に関する教育、見守りパトロールや犯罪情報の発信・相談などを行います。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・熊本市北区と合志市の防犯組織構成に違いがあります。
- ・児童生徒への声掛け事案が増加しています。
- ・屋外でたむろするような若者をパトロール中に見かけることは減少しています。
- ・メールやインターネット、電話、訪問等による特殊犯罪など手口が巧妙化してきています。
- ・市内の刑法犯認知件数は年々減少しており、放置自転車の処理件数も減少傾向にあります。
- ・犯罪の温床となる可能性がある空家対策に取り組んでいます。
- ・消費生活センターには多くの相談が寄せられ、増加傾向にあります。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

(令和4年度(令和3年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ・国・県の再犯防止推進計画に則り、関係者との連携を強化し、その取組の効果的な推進を図ること。
- ・建物・道路・公園などを犯罪者が行動しにくい構造や景観になるように工夫し、犯罪を抑止すること。
- ・SNS等による犯罪に巻き込まれないよう、児童生徒への情報モラル教育の充実を図ること。

(令和4年度(令和3年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・市のコミュニティを活かした防犯対策を行うこと
- ・振込詐欺に関する高齢者への呼びかけを徹底すること。
- ・防犯インフラの整備を行うこと
- ・街並み整備による防犯対策を行うこと。

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和4年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

①「市が設置する見守りカメラの設置促進に努めます。また区が設置する防犯灯や防犯カメラへの助成について周知します。」については、市内主要交差点4箇所に見守り(防犯)カメラを6基新規設置しました。また、防犯カメラを設置する行政区に補助金を交付し、各区の防犯対策を支援しました(5区7基)。

②「地区ごとの自主防犯活動団体設立への助言や支援に努めます。」については、各行政区で活動している防犯団体の調査を実施しました。今後は、新規団体の育成や体制づくりに努めます。

③「消費生活センターでの相談事業、啓発や出前講座などの取り組みを行い、特に近年増加している通信販売に関連するトラブルと年代別相談件数の多い高齢者の犯罪被害防止に努めます。」については、相談を受理した際や啓発活動及び出前講座の際に、相談事例の紹介や直近に発生した悪質商法や特殊詐欺の解説及び犯罪被害未然防止のためのアドバイスをを行い、高齢者の犯罪被害防止に努めることができました。

※相談受理件数447件、啓発及び出前講座の実施回数22回(啓発17回、出前講座6回)

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和4年度施策の成果を向上させるために貢献した事業としては、見守りカメラ(防犯カメラ)設置事業、防犯対策推進事業、消費生活センター運営事業、防犯対策推進事業、セーフティパトロール事業、防犯灯整備事業があげられました。

②施策の課題(令和4年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・見守り(防犯)カメラについては、R5年度に5箇所7基設置することで当初の予定を完了します。今後は各行政区が設置する防犯カメラの設置助成について広く周知していく必要があります。
- ・新規防犯団体の設立に向け、行政区や地域との協議を重ねる必要があります。
- ・広報紙や市ホームページ等で消費生活センターの活動を市民に広く周知し、犯罪防止に努める必要があります。

5 施策の令和4年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和5年7月20日)

- ・市民の防犯意識の向上に取り組み、見守りカメラや防犯カメラ、ICT技術の活用等による地域全体での見守り体制を検討すること。
- ・地域防犯団体や学校、警察関係機関との調整を図り、地域防犯協会の体制づくりを進め、地域全体で子どもを見守り、高齢者の犯罪被害を防止するための取り組みを進めること。
- ・国・県の保護観察機関、保護司会、更生保護女性会等と連携し、再犯防止活動の支援に取り組むこと。
- ・広報紙や市ホームページ等でのシリーズ掲載など、消費生活センターの活動を市民に広く周知し、犯罪防止に努めること。

②総合政策審議会での指摘事項(令和5年8月3日、8月10日、9月1日のまとめ)

- ・防犯カメラの整備に繋がる取り組みを実施し、防犯を推進すること
- ・犯罪から市民を守る講習の充実を図ること
- ・地域で行なう防犯活動の支援をすること

③議会の行政評価における指摘事項(令和5年9月1日)

- ・新たな防犯カメラ設置事業を展開すること。
- ・空き家対策等、住環境の整備について制度の充実を図ること。
- ・各地区見守り隊の高齢化が進んでいるため適切な施策を。
- ・防犯の出前講座を実施するなどし、犯罪に巻き込まれない対策の啓発を行うこと。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和6年度合志市経営方針(令和5年10月2日)

令和6年度(次期基本計画)から 施策17防犯対策の推進と統合し、施策15防犯・交通安全対策の推進へ変更

- ①基幹的な見守りカメラや地区防犯カメラ等の設置状況を勘案し、地域全体での見守り体制のあり方について、ICT技術を駆使した取り組みについて関係機関との協議を進めます。
- ②防犯や交通安全に関する地域の見守り組織・団体と学校、警察関係機関や地域防犯、交通安全協会等との相互の情報共有を図り、地域全体で子どもや高齢者を見守る体制づくりを推進します。
- ③消費生活センターの活動や事例を広報紙やホームページ等で広く市民に周知し、犯罪に巻き込まれない予防対策に取り組めます。
- ④保護観察機関や保護司会、更生保護女性会等と連携し、再犯防止活動を支援することにより、明るい社会づくりを進めます。
- ⑤防犯や安全上の危険を解消するため、関係法令(空家特措法)の改正による対策強化に則り、特定空家に認定された物件に対する措置の速やかな実施に取り組めます。